

西教総第 349 号
令和 2 年 5 月 19 日

幼稚園・小学校・中学校 保護者 各位

西原町教育委員会
教育長 新島 悟
(公印省略)

夏休み期間の短縮について（お知らせ）

日頃から学校における感染症対策の取組にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、待ちに待った教育活動が、町内の小・中学校、幼稚園において再開されます。新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的に、4月7日から実施された一斉臨時休校・休園は約28日間の教育活動（授業日）に影響を与えました。

各学校においては、学校再開後の行事や授業の進め方を見直していますが、それだけで臨時休校・休園の影響を補うことは容易ではありません。

そこで、西原町教育委員会では、影響を受けた教育活動（授業や行事・学校生活）を補うため、下記により夏休みを短縮することと致しました。

夏休みは、普段行えない活動を行うなど意義ある期間であり、園児・児童・生徒が楽しみにしていることは勿論のこと、各家庭においてもいろいろな計画があるものと考えます。

しかしながら、ゆとりを持った学校教育の中で子どもたちの心身・学習の成長を保障し、次年度へよりよく繋ぐことが何より大切なことだと考えます。

つきましては、夏休み期間の短縮について、保護者の皆様のご理解をよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 目的 : 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る一斉臨時休校・休園により影響を受けた教育・保育活動を補う。
- 2 短縮期間 : 令和2年7月21日（火）～7月30日（木） ※登校・登園日数 6日間
令和2年8月11日（火）～8月27日（木） ※登校・登園日数13日間
- 3 夏休み : 令和2年7月31日（金）～8月10日（月） ※11日間
- 4 留意点 : ①幼小中ともに同じ期間を夏休みとする。
②7月・8月の登校・登園日は給食を提供する。
※7月21日（火）～7月30日（木）、8月11日（火）～8月27日（木）